

2021年4月1日

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号1
 東京海上ミレア少額短期保険株式会社
 取締役社長 崎山 裕司

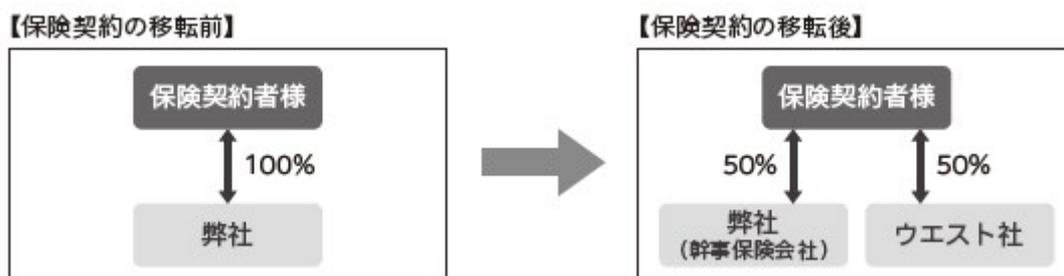
保険契約の移転に係る公告

東京海上ミレア少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づく「保険契約の移転」の手続きにより、弊社が単独で引き受けている保険契約の一部を、東京海上ウエスト少額短期保険株式会社（以下「ウエスト社」といいます。）へ移転し、ウエスト社と共同で引き受ける保険契約（共同保険）に変更するため、ウエスト社との間で保険契約の移転に関する契約を締結し、また、保険業法第272条の29において準用する同法第136条第1項に基づく弊社およびウエスト社の株主総会の承認決議を得ました。

つきましては、保険業法第272条の29において準用する同法第137条第1項に基づき、ここに「保険契約の移転に係る公告」を行います。

1. 保険契約の移転に関する契約の要旨

- (1) 弊社が単独で引き受けている保険契約をウエスト社との共同保険契約に変更するべく、その一部をウエスト社に移転します。



- (2) 移転の対象は、弊社が単独で引き受けている賃貸入居者総合保険契約となります。（同一の被保険者について保険期間が重複する2以上の保険契約が締結されているもの、一括契約に関する特約条項が付帯されている保険契約は移転の対象外とします。）
- (3) 移転後は、弊社とウエスト社の共同保険となり、引受割合は、両社50%ずつとなります。両社は連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。また、「共同保険に関する特約条項」が適用され、弊社が幹事会社としてウエスト社の代理・代行を行います。
- (4) 移転にともなう保険金額などの保障内容および保険料の変更はありません。
- (5) 保険契約の移転に伴い保険引受の対価（移転の対象となる保険契約に係る責任準備金および支払備金に相当する額）を弊社からウエスト社に支払います。
- (6) 移転日は、2021年10月1日とします。ただし、保険契約の移転の実施は、保険契約者の皆様からの

異議申立てが一定数以下であること（後記 2.ご参照）、および内閣総理大臣の認可が得られることが条件となります。

(7) 本移転の手続き期間中において保険契約が更新される場合、更新後の契約も本移転の対象となります。

2. 異議申立てについて

法令の定めるところにより、一定期間内の異議申立てが以下の（ア）および（イ）の双方の条件をともに満たした場合、保険契約の移転は行われません。

（ア）異議を申し立てた移転対象契約者様の数が移転対象契約者様の総数の 10 分の 1(10%) を上回ることを。

（イ）異議を申し立てた移転対象契約者様の保険契約に係わる債権の額に相当する金額が、移転対象契約者様の当該金額の総額の 10 分の 1(10%) を上回ることを。

これに対して、（ア）または（イ）のいずれかの条件を満たさない場合、保険業法第 272 条の 29 において準用する同法第 137 条第 4 項に基づき、契約者の皆様のご承認が得られたものとみなされ、保険契約の移転が行われます。

なお、保険契約の移転が行われる場合において、異議申立てをされた契約者様が保険契約の解約をご希望される場合には、保険契約を解約して未経過期間に対応する保険料を払い戻いたします。

異議を申し立てられる場合は、以下の必要事項を明記のうえ、2021 年 5 月 10 日（月）までに、次の宛先までご郵送いただきますようお願い申し上げます。

- ①保険契約者様の氏名（自署または記名押印）
- ②保険契約者様の住所、電話番号
- ③保険証券番号
- ④保険契約の移転に異議を申し立てる旨（例：保険契約の移転に異議を申し立てます。）

(宛先)

〒220-8135 横浜市西区みなとみらい 2-2-1-1 横浜ランドマークタワー 35F

東京海上ミレア少額短期保険株式会社 異議申立受付係

※ご注意

- (1) 弊社に到着した 2021 年 5 月 10 日（月）までの消印分の異議申立てのはがきで、上記①から④までの必要事項を漏れなくかつ正確にご記入いただいたものに限り有効といたします。異議申立ての権利は、契約件数に係わらず、契約者様お一人につき一票として集計いたします。
- (2) 移転日までの間に保険契約が更新される場合、更新後の契約も本移転の対象となります。契約を更新せずに終了することも可能です。

詳細は「7.本移転の手続き期間中に更新される保険契約について」をご確認ください。

3. 本移転先会社について

移転先 : 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 取締役社長 澁谷 尚樹

所在地 : 大阪市淀川区宮原 4-1-9 新大阪フロントビル 11F

4. 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシーマージン比率）

(1)直近の事業年度末（2020年3月31日）における比率

移転会社 : 3,070.9%、移転先会社 : 3,077.9%

(2)保険契約の移転の日における比率（見込み）

移転会社 : 3,587.2%、移転先会社 : 3,643.0%

5. 保険契約の移転後における移転対象契約に関するサービス内容の概要

保険契約に関する各種お問い合わせ先等、サービスの内容に変更はありません。

6. 契約者配当の方針および配当実績、剰余金の分配

該当はありません。

7. 本移転の手続き期間中に更新される保険契約について

弊社の保険契約は、更新を行わない旨を、弊社が保険期間満了日の2か月前までに通知しない場合または契約者様が1か月前までに通知しない場合には保険期間満了日の翌日を始期として前契約と同様の保険期間で更新されます。

なお、更新に際しては、上記の異議申立て期日に関わらず、「更新を希望しない」旨を弊社に申し出て保険契約を終了させることが可能です。お申出は、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

8. 本移転全般に関するお問い合わせ先

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

お客様コールセンター フリーダイヤル 0120-670-055 (受付時間 月～金 9:30～17:00)

※土日・祝日はお休みとさせていただきます。

以上

(単位：千円)

移転会社（東京海上ミレア少額短期保険株式会社）

貸借対照表(2020年3月31日現在)の要旨

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金及び預貯金	1,672,539	保険契約準備金	376,410
有形固定資産	59,099	└ 支払備金	5,454
無形固定資産	297,231	└ 責任準備金	370,955
代理店貸	240,759	代理店借	486,367
共同保険貸	537,896	共同保険借	562,218
再保険貸	790,976	再保険借	749,483
その他資産	490,293	その他負債	516,588
繰延税金資産	199,736	退職給付引当金	30,034
供託金	12,000	賞与引当金	36,240
		負債の部合計	2,757,342
		純資産の部	
		資本金	895,833
		資本剰余金	255,255
		利益剰余金	392,101
		株主資本合計	1,543,189
		純資産の部合計	1,543,189
資産の部合計	4,300,532	負債・純資産の部合計	4,300,532

移転先会社（東京海上ウエスト少額短期保険株式会社）

貸借対照表(2020年3月31日現在)の要旨

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金及び預貯金	1,494,583	保険契約準備金	626,293
有形固定資産	3,877	└ 支払備金	3,205
代理店貸	174,915	└ 責任準備金	623,087
共同保険貸	529,636	代理店借	229,396
再保険貸	508,862	共同保険借	474,474
その他資産	242,578	再保険借	516,970
繰延税金資産	227,412	その他負債	379,403
供託金	11,000	賞与引当金	15,508
		負債の部合計	2,242,045
		純資産の部	
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		利益剰余金	650,821
		株主資本合計	950,821
		純資産の部合計	950,821
資産の部合計	3,192,866	負債・純資産の部合計	3,192,866